

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
水産資源保護法に基づく水産動物の 輸入通関の際における取扱いについて 標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 19 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。 別 添 水産資源保護法に基づく水産動物の 輸入通関の際における取扱いについて 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、動物検疫所で <u>行っているところです。今般、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年農林水産省令第 3 号）が平成 28 年 1 月 27 日付けで公布され、平成 28 年 7 月 27 日から施行されることから、当該</u> 水産動物の輸入通関の際における取扱いを <u>下記</u> のとおり改正し、本年 <u>7 月 27 日</u> から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしくお願いします。 記 1 対象となる水産動物 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。 <u>なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。</u>	水産資源保護法に基づく水産動物の <u>種苗等の</u> 輸入通関の際における取扱いについて 標記のことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 19 年 10 月 1 日からこれにより実施されたい。 別 添 水産資源保護法に基づく水産動物の <u>種苗等の</u> 輸入通関の際における取扱いについて 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）に基づく水産動物の輸入許可に関する業務は、<u>従来農林水産本省で実施しておりましたが、今般、輸入時の検査を強化する観点から、同業務を</u> 動物検疫所で <u>行うこととし、これに伴い、「水産資源保護法に基づく</u> 水産動物の <u>種苗等の</u> 輸入通関の際における取扱い <u>について」（平成 8 年 7 月 10 日付け 8 水研第 688 号水産庁長官通知）を</u> <u>別添</u> のとおり改正し、本年 <u>10 月 1 日</u> から施行することとしましたので、通関時における御協力方よろしくお願いします。 記 1. 対象となる水産動物 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号	水産動物	関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号
<u>さけ科魚類</u>	<u>第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）、第 0301.19 号（その他のもの）、第 0301.91 号（ます）及び第 0301.99 号（その他のもの）のうち、さけ科魚類</u> <u>第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵</u>	<u>こい、</u> <u>きんぎょその他</u> <u>のふな</u> <u>属の魚類、</u> <u>はくれん、</u> <u>こくれん、</u> <u>そうぎょ、</u> <u>あおうお</u>	<u>第 0301.11 号の 1（観賞用の魚のこい及び金魚（カラシウス・アウラトゥス））</u> <u>第 0301.11 号の 2（観賞用の魚のその他のもの）のうち、ふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうお</u> <u>第 0301.93 号（こい、はくれん、そうぎょ、あおうお、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス））</u> <u>第 0301.99 号（（その他のもの）のうち、こくれん、ふな属の魚類（カラシウス・カラシウス以外））</u> <u>第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属の魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ及びあおうおのふ化用の魚卵</u>
<u>こい、</u> <u>きんぎょその他</u> <u>のふな属魚類、</u> <u>こくれん、</u> <u>はくれん、</u> <u>あおうお、</u> <u>そうぎょ、</u> <u>ないるていらび</u> <u>あ</u>	<u>第 0301.11 号の 1（観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚）</u> <u>第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないるていらびあ</u> <u>第 0301.93 号（こい）のうち、ふな属魚類（カラシウス・カラシウス）、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎょ</u> <u>第 0301.99 号（その他のもの）のうち、こい、ふな属魚類（カラシウス・カラシウス以外）及びないるていらびあ</u> <u>第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないるていらびあ</u> <u>のふ化用の魚卵</u>	<u>さけ科魚類の発</u> <u>眼卵</u>	<u>第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</u>
<u>まだい</u>	<u>第 0301.19 号（観賞用の魚のその他のもの）及び第 0301.99 号（その他のもの）のうち、まだい</u> <u>第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、まだいのふ化用の魚卵</u>	<u>さけ科魚類の稚</u> <u>魚</u>	<u>第 0301.91 号の 1（ますの養魚用の稚魚）及び第 0301.99 号の 1（その他のものの養魚用の稚魚）のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</u>
		<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成8年7月19日蔵関第582号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
くるまえばい科えび類、 <u>さくらえび科あきえみ属えび類、</u> <u>てながえび科えび類</u>	第 0306.27 号の 1 (<u>その他の</u> シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) の <u>生きているものの</u> うち、くるまえばい <u>科えび類、さくらえび科あきえみ属えび類及びてながえび科えび類</u> 第 0511.91 号の 2 (<u>その他のもの</u>) のうち、くるまえばい <u>科えび類、さくらえび科あきえみ属えび類及びてながえび科えび類のふ化用の卵</u>	くるまえばい <u>属</u> <u>の</u> えび類 <u>の稚えび</u>	第 0306.27 号の 1 (シュリンプ及びプローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) <u>のうち</u> <u>養殖用又は放流用</u> の生きている <u>えび</u> (くるまえばい属のものに限る。) のうち、稚えび
<u>とこぶし、</u> <u>ふくとこぶし、</u> <u>えぞあわび、</u> <u>くろあわび、</u> <u>まだかあわび、</u> <u>めがいがわび</u>	第 0307.81 号 (<u>あわびの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>) の生きているもののうち、 <u>とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいがわび</u> 第 0511.91 号の 2 (<u>その他のもの</u>) のうち、 <u>とこぶし、ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび及びめがいがわびのふ化用の卵</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>まがき属かき類</u>	第 0307.11 号 (<u>かきの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>) の生きているもののうち、 <u>まがき属のかき類</u> 第 0511.91 号の 2 (<u>その他のもの</u>) のうち、 <u>まがき属のかき類のふ化用の卵</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>ほたてがい</u>	第 0307.91 号 (<u>その他のものの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u>) の生きているもののうち、 <u>ほたてがい</u> 第 0511.91 号の 2 (<u>その他のもの</u>) のうち、 <u>ほたてがいのふ化用の卵</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
<u>まぼや</u>	第 0308.90 号の 1 (<u>その他のものの生きているもの</u>) のうち、 <u>まぼや</u> 第 0511.91 号の 2 (<u>その他のもの</u>) のうち、 <u>まぼやのふ化用の卵</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>生きていない上記水産動物（加工したものを含み、養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く。））</u> <u>第 0508.00 号の 2（さんごその他これに類する物品並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並びにこれらの粉及びくずのうち、その他のもの）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</u> <u>第 0511.91 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第 3 類の動物で生きていないもの）の魚のくず及びその他のもののうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</u> <u>第 2301.20 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</u> <u>第 2309.90 号の 2（その他のもの）の魚又は海棲哺乳動物のソリュブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）</u>	<u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
2 輸入の際の取扱い 上記 1 の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第 13 条の 3 第 1 項に規定する「輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員は輸入水産動物の健康状態等を目視で検査 <u>する</u> とともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査する。 検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内の <u>あらかじめ</u> 動物検疫所により確認された場所とする。 <u>このため</u>、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動	2 <u>輸入の際の取扱い</u> 上記 1 の水産動物及びその容器包装（以下「水産動物等」という。）の輸入に際し、法第 13 条の 3 第 1 項に規定する「輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがない」ことを確認するため、動物検疫所職員に輸入水産動物の健康状態を目視で検査 <u>させる</u> とともに、必要がある場合には水産動物等の一部を採取し精密検査 <u>させることと</u> する。 検査を実施する場所は、水産動物等が輸入される空港又は海港（以下「空港等」という。）の動物検疫所（支所及び出張所を含む。以下同じ。）の検査場及び動物検疫所が設置される空港等内の <u>予め</u> 動物検疫所により確認された場所とする。 <u>なお</u>、動物検疫所が設置されていない空港等に水産動物等が輸入される場合には、貨物到着後、当該水産動物等を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）に水産動物等を動物検疫所が設

新旧対照表

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて（平成 8 年 7 月 19 日蔵関第 582 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
物検疫所が設置されている空港等に輸送させた上で、検査を行うため、輸入者から税関に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。 上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により <u>農林水産大臣は</u>「輸入許可証」（規則別記様式第二号）（別紙）を輸入者に交付する。 輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証 <u>又はその写し</u> を提出させるので、これをもって関税法第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。 3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、動物検疫所に照会願いたい。	置されている空港等に輸送させた上で、検査を行う <u>こととする</u> ため、輸入者から税関に対しその旨、申出があった場合は、関税法（昭和 29 年法律第 61 号）上必要な手続（他所蔵置の許可及び保税運送）をとらせた上、動物検疫所職員による検査が受けられるよう対処願いたい。 上記検査及び申請内容の審査の結果、水産動物等の輸入を許可した場合には、法第 13 条の 2 第 4 項の規定により「輸入許可証」（規則別記様式第二号）（別紙 <u>参照</u>）を輸入者に交付する。 輸入者には、税関への輸入申告の際に当該許可証 <u>の原本</u> を提出させるので、これをもって関税法第 70 条に規定する他の法令の証明とされたい。 3. <u>通関</u>の際に疑義が生じた場合の取扱い 前記 1 及び 2 に関して疑義が生じた場合は、動物検疫所に照会願いたい。